

「KAVC ホール・施設使用料半額減免」制度のご案内

(1)概要

適切な感染拡大予防策を講じ公演を行った方の施設使用料を減免した施設に対して、その減免額を県・市が補助する「芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会）」を活用し、神戸アートビレッジセンターにおいても、下記条件を満たした上でご利用される方を対象に、KAVC ホールの施設使用料を半額でお使いいただけます。

(2)対象

実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演またはそれに伴う練習であること。

※公演を当施設で行わない場合や、公演が自己都合等でキャンセルされた場合は対象外

※KAVC の共催・提携事業等は対象外

※映画上映会や講演会、研修会は対象外

(3)対象期間

2020年7月1日（水）～2020年12月27日（日）

上記期間に実施または実施予定のもの。

(4)その他条件

・ガイドラインの遵守及び市長等や当施設が要請する感染拡大予防対策等、適切な感染拡大予防策を講じ実施されること。

※ガイドラインとは、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（公財）全国公立文化施設協会）のことを言います。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または第6号に規定する暴力団員が役員もしくは代表者として、もしくは実質的に経営に関与している者その他暴力もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者以外の者であること。

(5)減免額

既存の施設割引（割増）を適用した施設使用料の2分の1

・付属設備使用料や舞台人件費は含みません。

・1円未満の端数は切捨て

・県または市の予算が上限に達してしまった場合は、減免申請書の先着順で判断されます。

(6) 申請の流れ

①減免申請書の提出

減免申請書（様式第1号）を、開催する公演ごとに記入し、KAVC4F 事務所へご提出ください。
減免申請書は KAVC ホームページからダウンロードが可能です。
原則事前にご提出ですが、事後であっても補助金交付の対象とします。

②神戸市による協議

補助金交付の対象となるか、神戸市で確認します。1週間程度で結果をお知らせします。

③報告書の提出

公演終了後、減免報告書（様式第4号）をご記入いただき、精算時にご提出ください。
報告書の提出がない場合や適切な感染拡大予防策を行っていなかった場合、虚偽の内容を記載した場合は、減免決定を取り消し、補助金交付は行いません。
また、すでに補助金の交付を受けている場合は施設に対して返還請求を行います。

やむを得ない事情で印刷物や会場表示等で「芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会）」により実施している旨が表示できなかったときは、備考欄に理由を記入してください。

(7) その他留意事項

印刷物や会場表示等で「芸術文化公演再開緊急支援事業（兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会）」により実施している旨を表示してください。間に合わない場合は会場表示で結構です。

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等により、政府または県、市の方針が見直された場合は、制度の変更がある場合がありますので、通知があり次第、当施設よりご連絡をいたします。

お問い合わせ

神戸アートビレッジセンター

TEL：078-512-5500 / FAX：078-512-5356

開館時間：10:00～22:00 休館日：毎週火曜日（祝日場合は翌日）

指定管理者：（公財）神戸市民文化振興財団